

公共工事の前払金の特例に係る取扱いについて

前払金は、建設業者の着工資金を確保し、工事の円滑・適正な施工を確保するための制度です。

前払金の使途は地方自治法により限定されておりますが、平成 28 年度より国において、特例措置としてその使途拡大をしています。

【特例措置の内容】

請負代金額の 4 割以内で支払われる前払金については、材料費・労務費などの直接工事費や、機械運搬費などの共通仮設費に使途が限定されていたが、当該工事に要する一般管理費と現場管理費にも拡大。ただし、一般管理費と現場管理費に充てられるのは、前払金額の **25%** まで。

本市においても、建設工事の前払金については、平成 29 年度から時限的特例措置として国、県と同様に使途拡大して運用をしてきました。

しかし、平成 28 年度以降、毎年国において特例措置が継続されていることから、今後は、期間を定めることなく前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができることとします。

毎年国の前払金使途拡大に合わせて建設工事請負契約書約款及び公共工事前金払取扱要領の改正を行っていたが、期間を削除し通年使用できるよう改正。

(この件に関する問い合わせ先)

南あわじ市 総務企画部財務課 契約係

TEL 0799-43-5210

FAX 0799-43-5310